

昇段・昇級規定

平成29年4月9日
飯能市囲碁連盟

1) 昇段・昇級

下記事項に該当する者の昇段・昇級を認める。

① 連盟大会

A. 六段以上、四段～五段、初段～三段及び級位者で昇段基準は異なり、下記の通り。

六段以上 注1	四段～五段 注1	初段～三段 注1	級位者 注1
・優勝3回	・優勝2回又は資格2回 ・準優勝4回 ・優勝1回＋準優勝2回	・優勝又は資格1回 ・準優勝2回	・優勝又は資格1回 ・準優勝2回 ・4勝1敗2回
上記条件のいずれかを満たすこと。			

注1) 現在の段級位を示す。事例: 現在五段の者は優勝2回で六段に昇段する。

- 昇段昇級の対象は5回戦全勝した者。但し、名人戦は別途下記5. に定める。
- 5回戦全勝者には資格①、準優勝者及び4勝1敗者(但し、級位者のみ)には準資格①を与える。昇段・昇級後にその資格はリセットされる。
- 8級以下のものは成績の勝ち越し数だけ昇級する。5勝0敗は5段階、4勝1敗は3段階、3勝2敗は1段階昇級する。但し、上限は7級までとする。
- 名人戦の優勝者の昇段は下記の通りとする。
 - ・飯能市囲碁連盟会員であること。
 - ・四段・五段は昇段する。
 - ・六段以上は名人戦を優勝1回とし、他の連盟大会も含め優勝3回で昇段する。
- 最高段位は10段にとどめる。

【連盟大会の運営ルール】

- A. 参加者が奇数の場合は運営陣より1名選出して偶数となるよう按配する。
B. 不測の事態が発生した場合は不戦勝及び不戦敗(記号は□・■)とし、勝数及び負数はそれぞれ1とし、対局した場合と同様に得点もカウントする。
C. 連盟大会の参加資格は10級以上とする。

② 各サークルの会内大会

- A. 年間数回に及ぶ大会を企画しているサークルでも、優秀な成績を収めた者は所属サークルの会長の推薦あれば級位者のみ昇級を認める。1級から初段の昇段を含む。
B. 新規加入者においては段級位の調整の必要が生じた場合、所属サークルの会長が判断し、適正な段級位に変更することが出来る。

③ 13路盤囲碁大会

- A. 13路盤囲碁大会の昇級は別表に従う。

【13路盤囲碁大会の運営ルール】

- A. 13路盤を使用する。
B. 13路盤囲碁大会の参加資格は級位者とする。

④ 棋院認定

日本棋院、関西棋院により認定の段級を受領し、本人から申告があった場合はこれを認める。

2) 認定証

昇段級者には飯能市囲碁連盟より認定証を進呈する。

3) 対外交流戦に於ける段位・級位

日高市連盟戦、4市交流戦、奥武蔵囲碁大会及び加盟サークル戦は別途担当役員会で定めた段級位で出場する。

4) 降段・降級

降段あるいは降級の希望者はサークル責任者を通して連盟に申請する。連盟は申請者の大会及びサークルの成績を調べ申請を認めるか否かの判断を行い、サークル責任者を通して申請者にその結果を連絡する。